

変更・廃止・休止・再開・加算における必要な添付書類一覧（通所介護相当サービス）

※下記一覧はあくまで参考であり、状況によって追加の書類が必要となる場合もあります。

○印は、必ず必要となる書類、△印は、変更がある場合等必要に応じて提出する書類、●印は、加算をとる場合に必要となる書類（加算がとれなくなる場合は不要）

2024/4/1

変更等の事項 <

注1）兼務関係の変更も届出が必要で、兼務関係に変更があった場合は、運営規程も変更してください。

注2）人員変更は特例措置があります。詳しくは、HPを参照してください。

注3）HP上の「介護給付費算定に係る体制等に関する届出等」の様式を確認してください。

注4）休止届は、やむを得ず人員基準等を満たさなくなりましたが、法人として事業継続の意思を有する場合における届出（最長6か月）であり、状況によっては、当てはまらない場合もありますので十分検討してください。

注5）住所及び氏名（婚姻等による）の変更のみの場合は、添付する必要はありません。

注6）住所、氏名（婚姻等による）及び兼務関係の変更のみの場合は、欠格事由に該当しない旨の誓約書を添付する必要はありません。

注7）定員減の場合は添付する必要はありません。

注8）不動産の権利関係の変更を伴わない場合は、添付する必要はありません。

※届出書の控え（コピー）は必ず事業所で保管してください。